

第七回 参議院通商産業委員会會議録第二十四号

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)午後二時九分開会

本日の會議に付した事件

○小型自動車競争法案(衆議院提出)

○特別銘書復旧臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋哲君) 只今より通産委員会を開会いたします。

小型自動車競争法案を議題といたします。本案に対して御質疑がございましたらどうぞ御質疑を願います。

○境野清雄君 提案者の方へ伺いたいのでありますが、大体自動車競技法と比較しまして、一競走上に必要な自動車の数並びに選手の数というものはどんな数字になつておりますか。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 境野委員にお尋ねいたします。一回毎の出場数ですか。

○境野清雄君 いいえ、一回に六日なら六日間やりますその総体に要する選手の数と自動車の数。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 約選手数は百でございませう。車両の数もこれにやや匹敵するものでございませう。

○境野清雄君 そうしますと、この間のお話では現在選手の数は大體二百名から三百名ある。それから車両の方も百五十台から二百台あるというような提案者の御説明でしたが、これは大體今あるというものはオートバイだけの選手であり、オートバイだけの車両がこれだけあるの、自動車というものは

に対しては全然準備はないと思うのですが、その点について伺いたします。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 仰せの通り只今すぐに競走に参加し得る三輪車、四輪車はありまして、殆んど雛形程度のものでございませう。それで衆議院でこれを研究いたします場合に、そういう三輪車、四輪車の小型を作つております製造家の意見を聴し、又競走出場し得るような車両の急速なる製造が可能であるかどうか質しました際に、半年ぐらいのうちに相当数出場し得るようになし得るであろうということでありました。

○境野清雄君 そうしますと、今この法案が通過したとしまして、競走場が出来ますまでは、今の車両なり、選手なりというものは揃うというお見込でございませう。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 法案が成立を見るに至りまして、競走場を整備いたしますにはどうしても三、四ヶ月から五ヶ月かかると存じますので、秋頃実際の競技は開始される心で得ておりますが、それまでは準備の方も、車両、選手共に充実に参るという目算でございませう。

○境野清雄君 次に先般のお話で、自動車や競馬と違ひまして、機械力が大半であるから、そこで八百長のような問題は大体ないのではないかと、これは今のお話であつたのでないかという点は、これは今の提案者の御説明では機械力が七〇乃至八〇%ぐらい。それからドラ

イバーの方のいわゆる技術的なものは二〇から三〇%ぐらいだというようなお話でしたが、これは提案者の方で御答弁、なんでしょうか、政府の方からお願いしたいのですが、これが自動車と比較してどれぐらいのウェイトの違いがあるかという点を、お分りでしたらちよつと……

○衆議院議員(栗山長次郎君) 通産省の方から技術者が出ておられますから、そちらの方から補足的な説明があると思ひますが、私共の調査と申しましても、これは適確なる統計によつて挙げた結論でございませうけれども、競輪の方でありますと、むしろ人の力が七乃至八で、車が二、三というように概念的に考えられるのでございませうが、それが自動車の場合で逆になりますこと、只今仰せの八百長に対する懸念は、私共立案に際していろいろ考えたのでございませうが、車を主にして考えますとこの考え方が、メーカは自分の車の優勝若しくは敗けますことについては非常な関心を持つておりますので、車を作り出したものが、車を持つておる。それからどの自動車は平均速度はどのくらい出る、ハイスピードは相当距離走らしてどのくらい出る、レコードがございませうからそのレコードを、強いて乗手が敗けてそれ以下の競走をするというやうな場合には、これに対する観面の制裁を果し得る点が一つございませう。それからこれはメーカ関係、国の関係でございませうけれども、輸出を盛んにしようというところが精神的な主な狙いでございませうので、相当の記録を出させる。選手自身も日本の車を海外に紹介するため、自分のことは右手に考え、車の宣伝をしなければならぬという、そうした精神的、道徳的な面が相當に強調されますので、八百長というやうなことは極めて少ないのではないかと考えておる次第でございませう。

○境野清雄君 次に大體国庫収入というものは三%ぐらい、それから委託団体の費用が五%以内で、直接の扱い費が一七%ぐらいというので、二五%をこの法案で見ているやうであります。が、先般競馬といふやうな競輪との比較対照のときに、競馬の方はこのパーセンテージが非常に高い。そうして自動車の方が低いというときに、これは噂で聞いたのであります。競馬の方を下げて呉れという問題を農林省当局の方で提案したところが、それはさうでいかというやうなお話があつたというやうなことを聞いていたのであります。が、それについてこの二五%というものが、小型自動車においてこのままで堅持でき得るかどうか、そのお見通しについて……

○衆議院議員(栗山長次郎君) お答え申しますが、これも想定数字に基いての計算でありますので、実際にやつてみなければ、どうであるかということを確認することは少し行き過ぎかと存じますが、想定数字、全国で十ヶ所ぐら

い競走場ができて、そうして年に一ヶ所三回ずつ、合計三十回、而も一回において会期は六日間というやうな想定で行きますと、約三十億の売上総金額が年にあることになるわけでございますが、それを一応の基礎にして計算をいたしますと、今御配慮にあらずかりました売上金額の二五%をさらに向けて、御指摘のやうにこれを配分いたしましたならば経営は成り立つ。そうして都道府県の財政収入も八%乃至一〇%のネットの収入があるという想定に基いた一応の結論に達している次第でございませう。

○境野清雄君 そうしますと今のお話の中から大體市ならば、県ならば県がこれをやるという場合に、七%乃至八%が財政収入になるというやうなこの間の御説明であつたのでありますけれども、大體現行の小型自動車法案のままで行きますと、一県一ヶ所というものは特殊の事情がない限り県庁所在地に許可するということに解釈できる。それは勿論他の鉄道なり、或いはその他場所なりというものがあつて、営利会社がありまして、営利会社が提供する小型の自動車競走場というやうなものができるに別ですが、さうでない限りは他の県庁所在地でない都市がやりまして、結局財政収入というものは、零だというやうなことになる。一応逆の見方で行きますと、県庁所在地以外に許可にならないというやうな形になるので、これは甚だ範圍が狭められてしまひまして、地方財

しる私共としてはこの小型自動車競走の許可というものに關しましては、従来の競輪場における相当今まで経験した悪い点があるので、こういうものを全部取除いたものをでき得れば法案なり、他の面で譲つて頂いて、一般国民の疑惑を持たないように、いわゆる完全なスポーツであり、完全な自動車工業に貢献させるのだという面であつて行きたいと思つてありますけれども、そういう面に關しては、いゝゆる一遍許可をしました競走場の閉鎖というやうな面に対して、もう少し強い法律的な條文を入れるというやうなお考えがあるかどうかという点について……

○衆議院議員(栗山長次郎君) 構想いたしましたのは可成り厳格なものであります。手続の途中にこれは民間が主として主催をし、又地方自治体が主権を十分に發揮し得るやうにというやうな意向が大分強く出まされて、監督官庁としての通産省が標準を定め、手続を定める。そして二十一條の發動によつて、いろ／＼な手続を経た上に提出すべきものは提出せざるやうに組立てになつたのでございまして、御注意の通り通産省といたしましては、あつて御答弁があると存じますが、省令に譲り得る事項が沢山ありますので、その省令中に弊害をでき得る限り除き得ますやうな措置を講ずることに私共連絡を得ておりますが、又我々もこれを強く要請をいたしております。通産省の方から一つお答えを願います。

○説明員(森賢夫君) 競走の公正、安全を確保するための規定といたしましては、規則に我々が只今考えておりますのは、そういう競走の公正、安全を

害すると認められる場合には、車選手、或いは観客等の退場を施行者は命じ得ることができ、入場を拒否することができ、こういうやうな規定を考へておりますが、それ以上の細かいことになりまして、施行者が條例で決めてゐる、競技の運営上の細かい手続を決めるのであります。その際に御発言のありましたやうな制限記録を破つた者には賞を與えないとか、或いは又不正競走の勧誘を受けた者が申出た場合には、それに特別の賞金を與えるとかというやうな細かいことを規定いたします。そういう實際上の運営の細かい規定によつて、不正競走の防止をいたして行きたいというふうな考へております。これは現在競輪についての経験によつて得た考へ方でありまして、それで大体において効果を達成できるといふふうな考へております。

○境野清雄君 この競走場は三万坪からのものであり、相当経費がかかるもので、設立の費用が相当かかると思いますが、私共の抑えたところで、競輪の方は大体六日間の売上げが三千五百万円ぐらゐれば、やや収支のバランスが合つて行くのじやないかというふうな思つておりますが、この方は一体その収支のバランスのつく最低の目標はどのくらいのものでお立てになつておるかどうか。そういう点をお伺いしますと同時に、今の設立をする費用、いわゆる設備費というやうなものがどのくらいかかるかをお分りでありましたらお知らせ願います。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 設備費の方からお答え申しますが、非公式な委員会、技術者、建設省の方も御参加であります非公式な委員会が検討され

ました結果、競走場の標準等もベールにいたしました、六七千万円はかかるであらうということでございます。尤も土地の高い安いによつて違ひますが、それは土地の關係を除いての計算でございます。標準収入として想定しておりますのは、六日間やりまして約一億円の売上総金額を想定いたしております。

○境野清雄君 従来競輪場におきましては、この設備費が市町村にないといふために、株式組織なら株式組織のものにこの設備を請負わしてやるというために、私共が、二三聞いておるのには、相当思わしい話を聞いておるのでありまして、利権問題や何かが相当絡んでおるといふやうなふうな聞いておるのであります。これはいづれ又通産省の方へ競輪場に対して一応こういうものを再検討して貰いたいと思つておりますが、この小型自動車競走といふものに対して、若しそういうやうな市町村、或いは県に金がない場合には、株式会社にやらせるというときに、株式会社にやらせるものに対しては、一応これならば是の株式会社、これは甚だ危険性があるぞというところまで指定するなり何なりして、小型自動車の方でいいますと、何ですか、連合会ですか、連合会の方でその面まで一つ監督して頂くというやうな点までお考え願ひませんか、従来の競輪場における轍を踏まないとも限らないので、こういう点についてどんなお考えを持っておるか、その点をお伺いいたします。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 競走場の設置に關しましては、都道府県、大都市の議会の決議によつてどこへや

るかやらんかやるとしたらどこへやるかという場合でも、又それを設置する方法も同時に決議によるのであります。が、考えられます道は施行者……、都道府県、五大都市、これを施行者と称しますが、この法案においては施行者自体の設置をいたします場合、又半官半民でいたします場合、全然民間による場合、この三つが考えられるのであります。責めは全部施行者の議会の監督にあるというのが法の建前でありま

○境野清雄君 今のお話ですが、特別にお氣を附け願ひたいことは、従来の競輪におきましては、そういう噂を沢山聞いておるの、一つこの小型自動車については、その点を格別実施して頂きたい、こういうやうに要望する次第であります。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 御趣旨の程をよく徹底するやうに要請をさせていただきます。

○境野清雄君 大体今その程度なんです、今提案者の方からの御説明は一応納得いたしました、ただ提案者がこれを御説明せられただけでは實際の運用に當つては通産省の方にやりますので、通産省の方の機械局の方で同じお考えを持っておるつもりかどうか。又今の提案者の御説明通り通産省の直接監督省としてこれを今の提案者の御説明を、そのまま私共の方が鵜呑みにしてよろしいかどうか、そういう点に關して一つお伺いいたします。

○政府委員(宮崎靖君) 只今境野委員と提案者との間の御質疑の中に現れましたこと、及びそれ以外の本法案に關します点については、全部提案者の

説明の通りで、通産省といたしましては支障はないものと考へております。特に衆議院側でこれを御提案なさいます場合におきまして、機械局の車輛部長、自動車課長等を或る意味の助手といたしまして参加せしめまして、通産省として考へまして技術的の面、その他の面につきましての申入れをいたしまして、法案の中へ入れて頂いたやうな状況でございます。尙御指摘の、八百長も多からうというやうなことでございますが、この問題も、提案者の説明は、極めて少ないであらうと、絶無と申上げますのが本来であらうと思ひますが、すでに競輪場に対しまして八百長問題も、大部世上の問題となつておりますので、その後適切な処置を講じまして、昨日の午前十一時を期しまして、今後の肅正方針につきまして発表いたしました、皆様の御了解を得るやうな措置をとつておると同時に、その中に盛り込まれておりますのは、苟くも今まで現われませんでした弊害は、悉くこれを正して参る、かやうな方向に進んでおるわけでありまして、又今度の自動車競走場の建設費は、競輪場より多くて、その負担に堪えないので、他人に委託し、他人の施設いたしましたものを賃借する等の方法につきましては、思ひます。この点に關しては、例へば民間の方々が、自転車場なり、自動車場なりを、株式会社で建設し、その事業目的で、これを賃貸してやるという事業目的でございまして、他の法令、命令に違反しない限り、こ

の設立に対して、通産省といたしましては、開港いたすことは、もとより不可能であろうと存じますが、これを借りましてやる場合におきましての関渉は、或る程度可能であらうと考えております。この点につきましては、むしろ積極的に監視的な意味を以ちまして、十分さような不純な動機でできました競走場は、使用してはまかりならんというところまで参りたいと、かように考えるのでございます。大体におきまして、提案者の意思が、通産省、特に当局の機械局の意見と一致しての意向でございまして、何卒御了承頂きたいと思ひます。

○境野清雄君 ちよつと速記を止めて貰つて、一つ聴きたいのですかね。

○委員長(高橋啓君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(高橋啓君) 速記を始めて。

○廣瀨興兵衛君 この自転車競走ですね。あれに対して、今まで功罪と申しますか、或いは利益と損というふうなバランスではありませぬけれども、凡その見込みはどんなふうになつて参りましたか、この点一つ説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(宮崎靖君) 昭和二十三年十一月競輪を開始して以来、昭和二十五年三月の末日までに、開催延回数はい百六十七回、車券の売上げ総額は百三十七億三千二百万円余でありまして、地方財政の純益は約十二億二千八百八十四万円となつておりまして、この純益の使途について、いろいろあります。が、大体庶民住宅の建設、学校の建設、主に新制中学等でありまして、そういうようなことで、戦災都市の復旧に悩んでおります方面に使われており

ます。この外に特に愛の競輪というのをやりまして、この愛の競輪は、庶民住宅の建設というところに重点を置きまして、その純益を提供してございまして、大体主催者の収益が九千四百万円というふうな程度のもので上げられておるわけでありまして、その外自転車産業に對しまして、予算に計上されております通りの措置を講じまして、害もありましたが、まあ功罪相償うという言葉では甚だ不適當であります。若しいろいろの弊害がなかつたとするならば、この法案を実施いたしました効果というものは一応達成せられておるとかような状況でございまして。

○廣瀨興兵衛君 地方は大部分利益を得られたようでありまして、これが自転車そのものの改良になりましたかどうですか。私の聞き及ぶところによりまして、競走用の自転車にのみ寄與して、普通に使う自転車には少しも貢献がないというふうなことを聞いておりますが、これはどうですか。

○政府委員(宮崎靖君) その点は、これは見よう見方で、一概には申し上げかねるのであります。或いはそういう自転車競走なるものに余り御賛同を頂きかねるお考えを持つております方々あります。が、事実におきまして、この自転車工業の技術の発達して参りましたことは、これはその方の専門の方を待つまでもなく、体裁といひ、実質といひ、確かに進歩いたしておると、特にこれがインド、パキスタン、或いはタイ、ビルマというふうな方面に相当輸出の引合がございまして、戦後におきまして、輸出いたしましたものは、かなり不良品といたしまして、英国、或いは

は最近ドイツがすばらしく進出したしておりますが、ベルギーの自転車等に完全に圧倒されましたが、逆に今度はその技術的な能力の点におきまして、価格の上におきまして、非常に近接して参りまして、海外市場に日本の自転車というものが進出する可能性を増して参つたと、手前味噌のようになりまして、自画自讃のようになりまして、得ました収益によつて、確かにこの自転車工業の伸展のために寄與するところが今までもあつたと、まだ開催いたしまして年数が若いことではありますので、十分これによつて全部ができたとは申し上げかねますが、政府の施策と相俟つて、今後この収入をこの方面に繰入れまして、予算措置と相俟つて措置いたしますれば、自転車工業に寄與するところは大きなものがあらうと、実は期待しておるような次第であります。

○廣瀨興兵衛君 自転車競走で大穴を当てたとか、新聞によく出ておりますが、その半面私共は、大穴というふうなことは殆どなくて、非常に金を使つてしまつて困つて、首を吊らなければならぬとか、一家心中をしなければならぬというふうな例を頻りに見るのであります。これは今後このオートバイの競走ができませんと、又そういう悲惨な人が沢山出るのではないかと。今政務次官の説明のように、機械もよくなり、地方も助かる反面には、この心中をしなければならぬというふうな者も沢山出ると思ひますが、これを競輪と両々相俟つてどん／＼発展をさすというふうな御意思でありましようか。それとも競輪の方は八百長が多い

から、小型自動車と取つて代るのだというふうな御方針でありましようか。政府の方針を一つ伺いたい。

○政府委員(宮崎靖君) 政府として考えておりますことは、只今競輪をやめなければならぬとは考えておりません。併しながら無制限にこれを津々浦々に至るまで盛んならしめまして、只今のような徒らに投機心といひますか、或いは射倖心をそそるといふような状態にならないように、是非留めて参りたいと思ひます。

御指摘の通りに、いろいろな御家庭上の悲惨事が現れたということ、特に取り上げて新聞でも報道されております。かようなことを絶無とは私共は申し上げる勇氣がないのであります。これは国民全般の生活というものが、やはりまだ安定への過程にありまして、完全に働くものが食えるという状況になつておらんやうな立場でありますので、その競輪で一つ一攫千金、借金を返す元にしてやろうと考えるとか、或いは普通では今一杯飲めないから、競輪で一儲けしてやろうというふうな思想から出たものか、或いは本當にまじめであつたが、誘われるままにさやうな境地になつた。その行き方自体によつて判断がいろいろあるかと思ひますが、多くはやく／＼そ氣味が手伝つてゐるものがあることは今日調べてみると明らかになつて来る事実であります。これを以て射倖心をそそつたり、投機心をそそる点も絶対にないとは断定するものではありませんが、これはやはりそれ／＼の立場でありまして、その事実を以て競輪を廃止すべきだという議論にもなり難いと思つて

から、小型自動車と取つて代るのだというふうな御方針でありましようか。政府の方針を一つ伺いたい。

○政府委員(宮崎靖君) 政府として考えておりますことは、只今競輪をやめなければならぬとは考えておりません。併しながら無制限にこれを津々浦々に至るまで盛んならしめまして、只今のような徒らに投機心といひますか、或いは射倖心をそそるといふような状態にならないように、是非留めて参りたいと思ひます。

おりますのみならず、御心配を頂いております八百長の問題につきましては、先般も申し上げました通り、今度は、従来やつておる八百長のできやうにありまして、三連勝というふうなトリブルの方法で、三人一、二、三と入つて来なければ勝者にならないというふうな方法、尚ダブルウィンと申しまして、第一レースの一番と第七レースの一番と組合ひまして、一番になつた場合でなければ投票上の勝者にならないというふうな複雑な操作によつて、八百長にならないやうな投票様式に今後改めるつもりであります。いろいろ研究した結果、これがよろしいと思ひます。選手等につきましても、合宿所等を設けてやつておりますが、後樂園に選手が出るやうな場合に合宿所に泊めまして、外部との面接も相当制限し、相当監視することによりまして、事実上選手との面会をする人が相当減つて参ることは事実だと思ひます。隔離といふとなんですが伝染病のやうなものでありますから、その伝染病が感染といふか、うつらないやうに、隔離なりなんなりいたしまして、この弊害が完全になくなるやうにしたい。その上、今度は心身共に健全なる選手を養成するた

めに、現在の登録選手の再養成の養成所を設け、心身共に練り直しをさせる等、又暴力団に対する問題等につきましては、特に選手の自発的な良心の喚起に待ちます方法と同時にこれは大きくは申されませんが、そういうことに對しまして非協力の態度をとる、有効適切な処置に出られた方に対しては、特に奨励金を差上げまして、これを表

彰する方法をとる、これは最近の例によつて、或る事件について適切な行動であつたというので、振興会の方から金額は申しませんが、金一封を差上げまして、これを慰労したというふうなこともあります。又選手が強迫から逃がれるための人身の保護ということについて、格段の方法をとつていられるわけでありまして、かようなことで一応弊害を改めて、成るべくならば罪の方を極度に少なくする方法を探りたいと思つておられます。小型自動車の問題につきましては、これは何としても、設備するにしても、競走自体についても、それ〴〵大きな費用がかかる点で、競輪とは比較にならないので、全国に濫設されるという弊害はありません。精十ヶ所というふうなことを提案者が見込んでおられますが、我が国が考えましても、十ヶ所も近々一年の間にできるとは考えておりません。これは提案者の考へておられるように、機械力に依存するところが多いので、弊害は一層少からうと思ひます。是非とも功の方を上げて何とか弊害のないようにして、この法案を取上げまして、将来弊害があるという見通しでもあつたら敢然としてやめなければならぬ。それまでは一応取締りを厳にしてこれを続けて参りたい、かような趣旨であります。

〇廣瀨與兵衛君 大要どうもお骨折りは感謝に堪へないのでありますけれども、こういう消極的にこと随分お骨折りになつて、やはり国民の金を取るのでありますからして、成るべく、国民の税金ぐらいいいかも知れませんが、国民の金を搾つて、それだけお骨折りになるよりも、もう少し外の方へお骨折り願ひたいと思ひます。尙私は

競輪は八百長も多いいたしますから、むしろ小型自動車の競走をやるならば、競輪を段々減らして行きたいというふうには私は考えておりますので、政府といたしまして、小型自動車競走場を設置する都道府県都市では、今後競輪場の増設を認めない方針はとれるかとれないかということをお伺いしたい。

〇政府委員(宮崎靖君) 競輪場を設置します問題につきましては、参議院の通産委員長も御参加を願つております。競輪運営委員会を設けておりますので、それによつて建設方針を決めて、その枠内において通産省がやるというふうに取計らつております。参議院の議員選挙が済みました六月早々に、競輪の運営委員会を開きたい。実はこの国会を終ると直ぐ開きたいのであります。御存じの通り事情でありまして、委員の方のお集まりが少からうと思ひますので、残念ながら六月の十日頃に開きたい。これによりまして一切の基本方針が決まつて参る。その場合廣瀨さんの言われるようなことを委員会にお諮りいたしまして、その決定を待つて善処したいと考えております。

〇廣瀨與兵衛君 もう一つ、自転車競走を施行する都道府県都市の競輪の回数を減らすとか、例えば毎月やつていものを隔月にするとかいうようなことをやられますか。又競輪と小型自動車と両方とも沢山の山やのたといううなことはなさらないようにできるかどうかというのを一つお伺いいたします。

〇政府委員(宮崎靖君) 只今の競輪は、月にしまして、十二ヶ月開催でき

る。延日数にして七十二日間、一ヶ年にやれるというのが最高であります。併しながら地方財政の關係からいたしますと、競輪場を持つておりますところだけが収入がありまして、然らざる所は依然として窮乏の状況が続いてゐるのは全く面白くない。競輪場を持つておるころの市なり、町村では年に六回ぐらいの開催を認める。その他は各町村にまで分割して開催をさせるといふようなことで、財政上の均衡を図りたいといふことを只今考えております。これは小型自動車とせりあひになる場合に、小型自動車は、年に三回ぐみであります。十五回になつては弊害がありますので、競輪と見合つてやろうといふことが、これが有力な御意見であります。これは又先刻申しました運営委員会に諮りまして決定をいたしたいと考えております。

〇境野清雄君 もう一つ落しておつたので、当局者にお伺いしたいのであります。外国自動車の取計らいは如何ですか。

〇政府委員(宮崎靖君) 外国の自動車に劣らない国内産の自動車を実現させるというところが念願でございます。外国自動車の競走参加は無論認めの方針でございます。併し今の段階におきましては、外国産の自動車と、国内産の自動車とは相当に開きがありますので、ミックスでやる場合は、国内産だけでやります場合と、二つを考へて置くことが適切であると考えております。

〇境野清雄君 ミックスでやらせる場合に、それ程の開きがあるかどうか分りませんが、大体日本の千五百CC

以下の車というのは競走車に使ひしても八十ぐらいガリミタンズじやないか。アメリカの車で見ますれば、これは約百キロぐらいのものができるのじやないか。二十キロの差があるものをミックスでやつて行くといふことは少しも納得でき得ないように考えますし、さすが、そういうような点はどうな考へてですか。

〇衆議院議員(栗山長次郎君) どういう車を国内産にするかという基準を今研究しておりますが、重要な部分について十一なら十一を国産品で充てる、他の若干部分については若干の工夫を他の製品によつて凝してもよろしいといふような按配をいたし、又街のメーカーなどでも独特な工夫をいたしてやります場合に、案外名の通つた車のみが勝つといふことは、先般の試験においてはなかつたのであります。ミックスでやりまして、それは勝負は外国車に多いことは御想像の通りであります。一応の勝負になるだろうと想像をいたしておりますが、ミックスは日本のを外国のに近からしめるための装置であつて、本場のレースはやはりここ半年なり一年の間は国内産は、実際の措置といたしましては、仮に半年なり、一年なり、一年半までぐらいは国内産車は国内産車だけということの方が、むしろレースとしては価値があるものであらうと考えております。

〇境野清雄君 むしろその場合は国内産車だけと限つた方が私はいいのじやないか、例えばアメリカならアメリカへ特殊の注文をしまして、そうしてその車を持つて来て、それによつて勝利を得るといふような場面がないとも限らないし、それがいわゆる競輪におけ

る八百長問題の逆の形で、金でもかけてそういうようなものを持つて来、又そのものがエンジン以外のものは街工場で作つたといふような形も案に取れるので、そういう点から考えますと、むしろ自分の間には外国車といふものは、この競走には、それだけのもので一レースできればともかく、そうでない限りは外国車でなく、日本産の国内産だけの車でやるという方が安当だと思ひますので、実際に行う場合には一つその点を十二分に御勘案願ひたいと思ひます。

〇衆議院議員(栗山長次郎君) 誠に御尤もな御意見でございます。構想いたしておられますものとして、そういうふうにとつておられるのをよくしと思ひます。従つてそういう要請を省令等をお作りになる立場の方にいたしたいと思ひます。

〇委員長(高橋啓君) 外に御発言ありませんか。

〇境野清君 一点お聴きたいのです。他の委員諸君が質問しておられることだと思ひますから、重複を避けて質問したいと思ひます。この競輪におきましてもそうでございますが、八百長といふようなことは、要するにこの競輪関係者の方にあつたと思ひます。それはあつたか、或いは不生産事業に關係をしております諸君は、私が知つてゐる限りにおきましては、従来のばくち打ちであるとか、或いはテキ屋であるとか、その他要するにやくざ者といふたような諸君が非常に強くタツチしておる。そういういたしますと、当然あの連中のやることでございまして、これは発生されたと思ひますのでござい

するが、これはいろいろ／＼廣瀬委員も聴いておられましたが、その功罪によつて、或いはその見方によつて違ひましようけれども、私は要するにあつたことは一つの公認されたばかりにみたよふうに、或いは皆がその車券を買つておるのじやないか、そう思うのであります。従ひまして過去の競輪のやり方に照し合せて、今回の小型自動車競走に際しまして、そういったような犯罪とか、不正事件とかいうようなものを防止する意味におきまして、從來これをやつておりました暴力取締の対象になるような、又やぐざ連中がこの事業にタッチするといふようなことについて、如何のような考慮を持つておられるかといふ点でお聴きたい。

○政府委員(宮崎清) 御承知の通り主催者は、県及び都道府県、若しくは指定された市町村であります。それに只今御指摘のようなものが直接主催者の立場になつて入つてゐるという事は、これはもう別問題でございます。併しながらそれを取巻きましよう／＼なことが起つたということも事実でございます。先刻申しました本日の新聞に書いてあります方法によりまして、この点十分に改めるようにいたして参りたいと思ひます。それには一番重点となりますのは、審判者の問題でありまして、今度は専門審判員を養成いたしまして、これはいろいろ科学的な調査によりまして、的確な審判ができますので、苟くも八百長を織込みました競技を行えないようにいたしますために、専門の審判員を養成する方法を講じまして、只今折角それを進めております。すでに専門審判員に對しまして試験と申しますか、検定と

申しますかといふものは開始しておるような状況でございます。

○委員(高橋啓君) 外に御発言、ございせんか。別に御発言がなければ質疑は終了したものと認めることに御異議ありませんか。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。討論に先立ちまして、ちよつとお諮りしたいのでございまして、この本法案に對して、地方行政委員会の決議を以て希望を申出であるのでございまして、この扱いについて皆さんにお諮りしたいのですが、それで皆さんのお手許に印刷したものを配りしのであります。そこで読上げましようか。それでは一応こちらで読上げることにいたします。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。討論に先立ちまして、ちよつとお諮りしたいのでございまして、この本法案に對して、地方行政委員会の決議を以て希望を申出であるのでございまして、この扱いについて皆さんにお諮りしたいのですが、それで皆さんのお手許に印刷したものを配りしのであります。そこで読上げましようか。それでは一応こちらで読上げることにいたします。

【專門員小田橋貞壽君朗読】

小型自動車競走法案に對する地方行政委員会の希望決議

一、小型自動車競走を施行する都道府県及び五大市は競走場所在地の市町村に對して、当該競走の実施に關連してその市町村が支出する施設費、秩序維持費等に充てるため、適當な方法により勝車投票券の売上金額の百分の二以上の金額を交付するよう措置すること。

二、小型自動車競走は本邦において最初のものであり、競走の安全と公正を期することが極めて重要であるから、政府はその指導により、中央に治組織を設けしめ、これにより、小型自動車競走の健全なる發生に資せしむるよう、措置すること。

三、競技については不正等のあつた選手その他については遅滞なく登録を取り

消す等、嚴重に処置し不正競走を根絶すること。

四、通商産業大臣は本附帯決議の主旨を実現するため、本法の施行に關する省令、範例等の中要の規定を置くと共に、施行者その他の關係者に對する指導に努めること。

○委員(高橋啓君) 只今読上げました問題ですが、これは地方行政委員長初め委員の方と合同審査の中で、いろいろ論議された問題であります。この問題は採決のあとでいいわけですが、どういふことにいたしましたようか。

○委員(高橋啓君) 大体この地方行政委員会からの希望決議は御尤もだと思ひます。先程各委員からの質問の中にこれが十分にあつたことでもありますが、答弁の方におきまして通産省當局としても、又この提案者の方におかれまして、この意は十二分に承知してあるやに先程承つておりましたので、一つ立法措置が講ぜられるかどうかといふことは御研究願ひまして、でき得る限りこの意に副うような運行方法に入るといふことを一つ通産省並びに提案者にお願ひしてお進め願つたらどうかと思ひます。

○委員(高橋啓君) それと形式はどういうことにいたしましたようか。

○委員(高橋啓君) 私これは疑問を持つておるのですが、こういう場合に他の委員の決議案によつて、これを我々が附帯條件として採択していいものであるかどうか。乃至はこの趣旨は尤もでございますから、乃至はたか賛成して頂く方に、こういうものを委員の方に附帯條件として付けて貰つて、それで採択して頂くかどうか、この扱ひ方はどうかと思ひますが、私は後者の方が

いいのではないかと思ひます。

○委員(高橋啓君) そうですね。その方がいいですね。

○委員(高橋啓君) 只今島委員の御決議であります。これは討論の際に成つた決議の意味を含んだ條件付きの賛成といふことになりましたか。それではお諮りしますが、この意味も随分速記を通して論議されておりますから、この意味をこの記録に挙げて、どうして委員長報告にでも織り込んだらどうかと思ひます。

○委員(高橋啓君) 今後のことがあるから委員会として……

○委員(高橋啓君) ちよつと速記を止めて……

○委員(高橋啓君) それじや速記始めて……それではこれより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにして御発言を願ひます。……外に御発言ありませんか。

○委員(高橋啓君) 私としては競輪の、自転車の轍を履まないように、十二分にこの法律の施行に當つて、提案者並びに政府當局も十二分に注意をしておつて頂くといふことを條件にいたしまして賛成いたします。

○委員(高橋啓君) 外に御発言ありませんか。……別に御意見がなければ討論は終局したものと認めることに御異議ありませんか。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

ことに賛成の方は御拳手を願ひます。

○委員(高橋啓君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(高橋啓君) 尚本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を求めなければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認願ひすることに御異議ございませんか。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

○委員(高橋啓君) 御異議ないものと認めます。

したいと思ひます。

〔委員長退席、理事島清君委員長席に着く〕

裏の方からめくつて頂きまして、後ろから二頁目ですが、この「寄附金を受けることができる」というところから、ずつと墨を以て消してあります。その二項と書いた場合の六行目、「新第二十九條第一項中『第二十二條』を」これは生きているのでございますが、ここから消し過ぎておりますので、ちよつとお直し願ひたいと思ひます。「寄附金を受けることができる。」まで生きておりました、その次から五行目までお消し頂きまして、五行目の次、六行目を私読みますから、新第二十九條第一項中「第二十二條」「第二十四條」に改めると、こうして頂きたいと思ひます。そこでその次の改めるとしますから、その後の、同條第三項中「特別区税又は市町村税」を、「国税及び地方税」に、これが消えるわけでありまして、今申上げたところを生かして頂きましますと、それから一番最後の頁の表の方の終りから三行目、附則第十二項中「昭和二十三年法律第百十号」を削る。これを削つて頂きたいのであります。消し損ひと、消さないところが残りましたので、これだけを消して頂きます。

そのでは衆議院の通商産業委員会におきましての修正案と申しましようか、衆議院の本院議で修正議決されました分を、私から大要御説明申し上げたいと思ひます。

先ず第一点は、特別鉱害の認定に関するものでありまして、原案第三條第一項第一号及び第二号の昭和十六年十二月八日から、同二十年八月十五日までの間に於いて発生したものであつて、これをすね、又かきを入れまして、「国の石炭増産の要請に基いて」とあるのをかきをいたしまして「太平洋戦争中戦争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置として指定した法令による命令又はこれに準ずるものと認められるべき行政上の措置に基いて」といたします。これが修正の第一点であります。その意味は、政府の原案によりましますと、戦争の勃発いたしました日から終戦の当日までということに相成つておりましたのを、只今申上げましたように変えたのであります。これは政府側の説明を承つたのであります。太平洋戦争が開始と共に鉱害が発生したというように相成るわけでありまして、これは一般増産期間中でありましたので、太平洋戦争中、戦争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置とした法令による命令、又は行政措置といつておりますので、そういうことから計算したいというので大分狭くなつて来ております。

第二点は、納付金に関するものであります。原案第二十二條第二項では、特別鉱害の關係の有無に拘わらず、全部の炭鉱から年間出炭量一トンについて二十円以内を徴収することになつておりましたが、これを修正して特別鉱害に關係のある炭鉱からは、トン当り二十円以内を、原案の通りであります。又は關係のある炭鉱を経営する鉱業権者の無關係炭鉱からは、トン当り十円以内を納付せしむることにした、即ち開連炭鉱からは半額の十円を徴収する、一般無關係炭鉱の納付義務を免除いたしました。又工事費と納

付金との關係によつて、みづから復旧工事を施行し得る途を開いた。これは工事費と納付金との關係が、非常に工費が納付金より下廻る場合におきまして、多額の納付金を納めるといふことは、炭鉱経営をいたしまして非常に無理が伴う、こういうような見地から、主務大臣の認可を受けて、みづから工事をせしむることが適當ではないかという趣旨であります。

第三点は、復旧公団に關するものであります。即ち原案第三條の特別鉱害復旧団を、私的法人ではなく、公法上の法人としてその名称も復旧公社と改めました。この役職員も國家公務員としたこと、又公社の業務は遅くも今年末日までは通産省に引渡すこととしたこと、これが關係方面と折衝いたしました。最近の公団のいろいろな事情もございまして、やうであります。この程度のことであつたならば、むしろ通産省のみならず官庁の事務として行うことが、經費の關係からいいたしまして、或いは公正な取扱いをするといふ意味からいつてもよろしいのではないかと示唆も受けましたので、我々も研究いたしました結果、この方が適當だ、こういうような結論になつたわけでありまして、尙事務所の所在地を東京都ではなく、福岡市に変更した。これは市場が福岡が中心となつておりますので、現地を重く見た結果、さうになつたのであります。

第四点は、鉱害対策審議会に關するものであります。原案第六條第五項によりまして、通商産業大臣は、特別鉱害認定復旧工事計画の認可等に関しまして、鉱害対策審議会に諮問しなければならぬことになつております

が、これは廃止いたしました。本法の規定による通商産業大臣、その他行政官庁の処分に対して不服のあるものは、裁判所に提起することができるといふように改めたのであります。いろいろ條文も整理いたしました。お手許に差上げてあります修正案は、非常に広汎なものになつておりますが、その内容は、只今申上げました四点に盡きるであらうと考えております。何とぞ慎重審議の上、一日も早く一つ通過して頂きたいと思ひます。

○理事(島清君) 只今の神田さんの御説明に對しまして、何か御質問の方には……

○吉田法晴君 質問をいたしますが、質問をいたします前に、先程まで通産次官がおられましたか、お立ちになりましたので、後でもよろしくございしますが……

○理事(島清君) 呼ばば直ぐ来るそうです。資源庁關係の方が見えております。

○吉田法晴君 修正案によりまして、大部分復旧計画の復旧費の数字が違つて参ると思ひますが、私共原案により、この事業費のあれを貰つておりますが、鉱業権者から取りまします金、或いは國費によるもの、そういうものを合せまして、総額で五年間を通じて幾らになるという点で、一つ御計算をお示し頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(神田博君) これは政府側の方から御説明申上げることが筋かも知れませんが、一応、私、承つたことと關連して、簡単に一つお答えいたしました。後には又詳しいことは政府側に漏れておりましたら、詳しく説明し

て頂きたいと思ひます。私共政府案の、承りましたところでは、大體年間十億、五年間五十億、そこで業者の負担と、國の負担と、關係公共團體の負担を六・三・一というふうな比率に行きたいというふうな何つておりました。そこで今回の修正案によりまして、それがどういふことになるかと申しますと、六・三・一は業者が六・三が國で、一が公共團體、こういうふうな何つておつたのであります。この修正案のいろいろ審議して参りました結果、國が六、それから業者が四、今年では四であります。三・二になると思ひます。公共團體が〇・八であります。コンマ八、そこで一〇になり

ます。そういう計画に考へております。今年だけは二十五年度關係から申しますと、ズレがございしますので、六、四、〇・八ということになりまして、一〇・八ということになるだらうかと考へております。

○吉田法晴君 今日頂きました小委員會による場合の二十五年度工事想額という中に、鉱業権者負担分につきまして、これは一応本年度出炭見込みをつけたものであると思ひます。三億四千七百萬円、こういう数字が出ていますのであります。こういう計算によつて、例えば鉱業権者の五ヶ年の数字は原案によりまして、三億二千七百六十萬円ですか。そういう数字になるものであります。半減するやうに思ひますが、その数字、或いは全体の最初の復旧費の見込額に對しまして、全体としてどういふ工合な計算になつておりますのか計算がありましたら政府側でもいいから伺いた

○政府委員(中島征帆君) 細かい数字は配付資料にございますけれども、全体的に申上げますと、従来の計画でも、ります十億の内容は、先程神田委員長からの御説明のように、鉱業権者が六と国費で四と、こういった負担割合になつておりましたが、今度はそれを、国の補助割合を増加いたしました。逆に鉱業権者関係は四、国費六、こういう割合になつたのでございます。従つて総額の金額はここにございます通り、いろいろなものを、プラスマイナスいたしました、全体で十一億円余りになつておりますが、併し予算総額は値えない、大体同じ、こういうことになつております。ただ工事の施行内容が、補助の関係から、公共事業費が比較的多くなつて来る。と申しますのは、土木関係でありますとか、それから水道工事とか、こういった方面の復旧費が比較的多くなりまして、従つて個人の家庭、墓地といった方面の復旧がそれだけ少くなります。その結果といつたしましても、当初の計画でも、このいづれも五ヶ年を以て全部完了する予定でありましたのが、公共事業費関係は、その期間を短縮されまして、およそ三年半くらいで完了する。それから家庭、墓地関係は、従来のおよそ二倍になりました、十年くらいかかる。こういうふうな結果になると思ひます。

○吉田法晴君 そこで大体少しづつ明らかになつて参りましたが、総額において同じだと言われるのであります。が、その総額の中に問題になりますのは、今お話の公共事業関係、或いは公共事業等併せて参りまして、その見通し、或いは数字というものが違つて参ると思ひますが、先ず公

共事業につきては、聞いておりますところによりまして、土木関係一%、それから水道関係二分の一というのを四分の一の国庫負担というように聞いておるのであります。その点はつきりいたしておりますか、或いは他の省の関係についてこの際衆議院の神田委員長なり、或いは政府の方からはつきりして頂きたいと思ひますが、

○衆議院議員(神田博君) 公共事業の方は一〇%というふうな考えておられて、それから水道工事は二分の一の補助と、それから耕地関係は従来通りというふうな考えております。○吉田法晴君 政府の方でも、その点についてははつきり御確約ができるであります。○政府委員(宮崎清君) 災害等臨時に起りました場合には、そのときにおきましてそれ〴〵適当な措置をとるようになつてまいと思ひます。そのようないつたしましては只今提案者から説明いたしましたので大体間違ひないと思つております。

○吉田法晴君 それからもう一つ、それは今年の分について言われることだと思ひますが、将来に亘りまして、五年か、今の御説明では三年半ぐらゐになるというお話であります。が、その三年なり、三年半のコースが、その三年までの問題につきては、公共事業関係につきては政府として御責任が持てますかどうか。その点伺ひたいと思ひます。

○政府委員(宮崎清君) 将来のことにつきては責任が持てるかということは一応御尤もであります。現在の段階におきましては、見通し得る範囲においてはは一応政府が責任をとる立場に

置かなければならない、こう考えております。御承知のように、この法律案は第六国会から打續いておられます問題で、一つの社会問題の関係で、議論をいたしましてはまた相当〴〵錯綜しておる状況であります。いづれにしましても、配炭公団の廃止、今年に統制がとれましてすでに十ヶ月近くにちかづいておられます。特別鉱害の復旧を等閑にいたして置くわけにも参りません。只今の状況において衆知を集めて縛り上げたものがこれでありまして、昨年以來の遅り及び将来の年次に対します計画遂行の上などに遺算のないというやうなことは、ここで保証できないやうなわけでありまして、そこで若し左様な狂ひがあらましたといたしたならば、今後再び両院状の御審議を煩はしまして、適切な改正又関係各省の法規等の改正、或いは行政上の処分等について変更がありましては、それに即応する改正を順次やつて参りたい。そして只今中島局長の申しましたやうに、只今の見通しでは十年かかる工事もあるのでありますから、その長期に亘ります対策は更に政府といたしましても、考へて対策を考へて参りたい、かやうに存じております。

○吉田法晴君 公共企業関係でお尋ねしたのであります。次は公共事業につきては、私共の計算によると随分減るやうに思ひますが、十億以上残るじやないか、先程のお話では十年ぐらゐにかつて全部をやり上げるのだというところをお話になりましたが、十年以内五年先といったやうなことになるかと、その辺に問題が残るのであ

ります。特に家庭、墓地等につきては、先般関係者から相当上京して陳情をいたしておりましたが、その大部分をなします被害者の一番問題にしておられますのは家庭、墓地等についてであります。これが二十五年度についても一億前後のものになる、或いは全部につきては、不安なり或いは不確実が残るのであります。どういふやうに計算をしておられますのか、或いは又それが全部は亘りまして、総工事を終るにつきてどういふ工合に考へておられますのか承りたい。

○衆議院議員(神田博君) お答え申上げます。今年度の家庭墓地につきては、約二億四千万のやうになつておるやうであります。将来の問題といつたしては、この方を十分やるやうに考へて行きたい。といひますことは工業関係は国費が全額持つという方向になつて参りましたので早く工事が完了するやうなことに参りますので、家庭墓地等が逐時の方から廻つて来るかといふやうに考へておりますが……

○吉田法晴君 それからこれは公社に参りまして、公社の予算がどうなるかという問題であります。復旧団の補助といふものは考へられておつたといふことではあります。そういう分を廻さるやうな、公社の予算について……

○衆議院議員(神田博君) お答えいたします。非常に大事なことで思つております。復旧団につきては、一千万円助成金を予算に組んでおつたのであります。今度公社になつたので予算措置を講ぜなければならぬ。ところが会期が切迫しております。予算措置はできないことは明瞭だと思ひます。そこで官吏を減員してやつて行こ

う、更に必要に応じて採用する考へてありますが、その際は臨時費等から適当に流用して行く、こういうふうな考へております。

○吉田法晴君 それからこれは政府に参ることも知れませんが、通産省に参りました場合に、通産省のどういふところで参りになりますのか、或いは現在の担当部門で参りますのか、或いは別に新たに参りますのか……

○政府委員(宮崎清君) 取敢えずは炭政局の中において職員をこの公社の方へ兼任させまして、二十五年で御審議御協賛を頂きました予算の範囲内でやつて参りたい、尙地方に渡ります。今までの石炭局に参りますものがあつた、それ〴〵の地区に施設部とか、保安部という名前を出して参ります。これに對しまして、特別鉱害復旧に對します所要の人員をその各地区で百数十名予算にもつております。これらを配置いたして専門にこれをやらせることにいたして参ります。

○吉田法晴君 二十二條であつたと思ひますが、減免規定が作つてあります。が減免規定について例えは何かローリー以下にするとか、そういった減免規定の、これは細目が政令なり、何なりになるだらうと思ひますが、どういふ点をお考へになつておりますのか承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(宮崎清君) 最初衆議院の原案には御承知のように審議会がありまして、審議会に諮りまして決定したいと存じておりました。今度修正によりまして審議会がなくなつたのであります。これは法的審議会がなくなつたのでありますから、炭政局の

○政府委員(宮崎清君) 最初衆議院の原案には御承知のように審議会がありまして、審議会に諮りまして決定したいと存じておりました。今度修正によりまして審議会がなくなつたのであります。これは法的審議会がなくなつたのでありますから、炭政局の

○政府委員(中島征帆君) 細かい数字は配付資料にございますけれども、全体的に申上げますと、従来の計画でも、ります十億の内容は、先程神田委員長からの御説明のように、鉱業権者が六と国費で四と、こういった負担割合になつておりましたが、今度はそれを、国の補助割合を増加いたしました。逆に鉱業権者関係は四、国費六、こういう割合になつたのでございます。従つて総額の金額はここにございます通り、いろいろなものを、プラスマイナスいたしました、全体で十一億円余りになつておりますが、併し予算総額は値えない、大体同じ、こういうことになつております。ただ工事の施行内容が、補助の関係から、公共事業費が比較的多くなつて来る。と申しますのは、土木関係でありますとか、それから水道工事とか、こういった方面の復旧費が比較的多くなりまして、従つて個人の家庭、墓地といった方面の復旧がそれだけ少くなります。その結果といつたしましても、当初の計画でも、このいづれも五ヶ年を以て全部完了する予定でありましたのが、公共事業費関係は、その期間を短縮されまして、およそ三年半くらいで完了する。それから家庭、墓地関係は、従来のおよそ二倍になりました、十年くらいかかる。こういうふうな結果になると思ひます。

○吉田法晴君 そこで大体少しづつ明らかになつて参りましたが、総額において同じだと言われるのであります。が、その総額の中に問題になりますのは、今お話の公共事業関係、或いは公共事業等併せて参りまして、その見通し、或いは数字というものが違つて参ると思ひますが、先ず公

置かなければならない、こう考えております。御承知のように、この法律案は第六国会から打續いておられます問題で、一つの社会問題の関係で、議論をいたしましてはまた相当〴〵錯綜しておる状況であります。いづれにしましても、配炭公団の廃止、今年に統制がとれましてすでに十ヶ月近くにちかづいておられます。特別鉱害の復旧を等閑にいたして置くわけにも参りません。只今の状況において衆知を集めて縛り上げたものがこれでありまして、昨年以來の遅り及び将来の年次に対します計画遂行の上などに遺算のないというやうなことは、ここで保証できないやうなわけでありまして、そこで若し左様な狂ひがあらましたといたしたならば、今後再び両院状の御審議を煩はしまして、適切な改正又関係各省の法規等の改正、或いは行政上の処分等について変更がありましては、それに即応する改正を順次やつて参りたい。そして只今中島局長の申しましたやうに、只今の見通しでは十年かかる工事もあるのでありますから、その長期に亘ります対策は更に政府といたしましても、考へて対策を考へて参りたい、かやうに存じております。

○吉田法晴君 公共企業関係でお尋ねしたのであります。次は公共事業につきては、私共の計算によると随分減るやうに思ひますが、十億以上残るじやないか、先程のお話では十年ぐらゐにかつて全部をやり上げるのだというところをお話になりましたが、十年以内五年先といったやうなことになるかと、その辺に問題が残るのであ

○政府委員(宮崎清君) 最初衆議院の原案には御承知のように審議会がありまして、審議会に諮りまして決定したいと存じておりました。今度修正によりまして審議会がなくなつたのであります。これは法的審議会がなくなつたのでありますから、炭政局の

わはならないことを痛感し、賛成するものでありまして、特に政府においては本法案実施については真剣に当らるゝんことを要望します。衆議院における

修正案によれば公共事業費国庫負担率の増加は、復旧に大なる影響がありますので、これが達成のためには、万全を盡されること、よつて少しでも多く非公共事業の復旧を促進されんことを切望いたします。又政府が考へていた石炭鉱業相互扶助の精神は、根本的に変更され、復旧団の性格は復旧公社となり、近い機会には通産省機関となるので、政府は法案実施については責任ある措置を採られんことを要望し、本法案に賛成するものであります。

○吉田法晴君 私は社会党を代表しまして、本法案及び修正案に賛成をするのであります。それはこの修正案が全面的に賛成であるというよりも、この特別鉱害復旧臨時措置法の日も早い成立を望んでおります被害者、その他勤労大衆の希望を考へますときに、たとえ多少の不満がありましようとも、この際速かに成立をさせることが、今国会において成立をさせることが何よりも必要であると考えまして、ここに賛意を表するものであります。が、尙この修正案等によりまして、本年度はとにかく、或いは来年、再来年と終末に近づくに従ひまして、最初の予想が確保できるかどうかという点について相当の危惧が残るんであります。その危惧につきましては先程の質問を通じて危惧なからしめるように要望をしておいたのであります。これは実情を見て頂きました委員なり、或いは実情を知つておられる政府におきまして、鉱害の悲惨さについては今更私が申上げるまでもないと思うのであります。或いは五六月のときにいたりましては傾いた家が床近くまで水がつかり、或いは墓地も水の下に沈んで

橋を架けてお参りをする、或いは一望水のなかにつかりまして、農産物も皆無になり、或いは殆んど收穫がないという地帯が福岡県下においては数千町歩に上るわけです。この福岡県下におきましては百五十万、全国併せますと二百万を超すと思いますが、この惨状について、これを早く回復するため、或いは折角この構想せられた特別鉱害の復旧が、将来に亘りまして確保されますように、特にこれは要望をいたして置きたいと考へるのであります。

尙先程の論議ではつきりいたしませんでしたけれども、この鉱害に苦しめられております農民、或いは市民その他の苦痛を考へますときに、特別鉱害として取上げられなかった範囲がだんだん狭くなつて参りまして、特別鉱害復旧法で救われない人間が相当あるという事実は、これは当局においても今後特に考慮し、その救済について措置されることを要望して置きたいと思ふのであります。これを要しますに、特別鉱害復旧臨時措置法、或いは修正案につきまして幾多の不満があり、或いは危惧を持つものでありますけれども、この法案の成立を一月千秋の思いで待つていと申しますか、或いは工事を止めて、そうして二期を控えて早い通過を要望しております被害民の立場を考へますならば、ここで賛意を表し、速かに成立を望む意味においてこの法案及び修正案に対して賛成をする次第であります。

終局したものと認めることに御異議ございませんか。
○理事(島清君) 御異議ないものと認めます。
○理事(島清君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○理事(島清君) 速記を始めて下さい。
それではこれより採決に入ります。特別鉱害臨時措置法案について採決いたします。衆議院送付案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。
〔総員挙手〕
○理事(島清君) 全会一致と認めます。よつて本法案は衆議院の送付案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長(口頭報告)の内容は、本院規則第百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(島清君) それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書については、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられる方は順次御署名を願います。
多数意見者署名
栗山 良夫 平岡 市三
深川榮左エ門 境野 清雄
玉置吉之丞 吉田 法晴

廣瀬與兵衛 駒井 藤平
結城 安次
○理事(島清君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。
それでは本日はこれにて散会いたします。
午後四時六分散会
出席者は左の通り。

委員
栗山 良夫君
吉田 法晴君
平岡 市三君
境野 清雄君
深川榮左エ門君
阿竹齋次郎君
結城 安次君
駒井 藤平君
神田 博君
栗山長次郎君
宮幡 靖君
中島 征帆君
森 誓夫君
小田橋貞壽君
廣瀬與兵衛
島 清君
高橋 啓君
委員長
理事
通商産業
政務次官
通商産業事務官
(石炭管理局長)
説明員
通商産業事務官
(車輛部長)
事務局側
常任委員会
専門員